公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
令和６年度コンプライアンス推進計画

公益財団法人愛知･名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るため、公益財団法人愛知･名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会コンプライアンス規程、コンプライアンスの推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）等に基づき、令和６年度コンプライアンス推進計画（以下「この計画」という。）をコンプライアンス委員会の決議を経て次のとおり定め、コンプライアンス推進責任者のもと着実に実施・推進するものとする。

１．コンプライアンスの重要性の認識

社会からの期待や要請に的確に応えることができるよう、全ての役職員が、研修への参加、情報提供、意見交換等を通じて、組織委員会の目指すコンプライアンスの意義や重要性を十分認識し、コンプライアンスを推進する。

２．コンプライアンス委員会の開催

コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する推進計画の策定、実施状況の確認等を行う。また、重大なコンプライアンス違反行為があった場合は、その調査及び再発防止策について検討･審議を行うとともに、内部公益通報調査委員会が通報事案を事実であると認める場合であって、重大な違反行為があると認めるときは、その原因の究明及び是正措置等の検討を行う。

３．コンプライアンスの推進に向けた取組

【全体的な取組】

（１）適切な財務・経理処理及び公正な会計原則の遵守

① 入札・契約の透明性・競争性の確保及び経理の透明性の確保並びにそのための適正な手続等を定めた民間出向者の人事配置における方針を策定し、徹底する。

② 内部監査を所掌する部署を新たに設置し、適切な財務・経理処理及び公正な会計原則の遵守状況を監視する機能の強化を図る。

（２）情報管理体制の確立

情報管理規程等を適正に運用し、情報管理体制の確立を図る。

（３）懲罰制度の構築

懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定めた懲戒規則等を整備し、関係者等に周知する。

（４）コンプライアンスの推進に関する研修・情報提供

① 次の研修を実施するとともに、研修による修得状況の確認を行い、研修内容の定着を図る。

ア コンプライアンス全般に関する研修

イ ハラスメント防止に関する研修

ウ 情報セキュリティに関する研修

エ 調達業務に関する研修

オ 利益相反に関する研修

② 情報提供等を通じコンプライアンス意識の醸成を図る。

ア 経営企画会議、ＧＬ会議、各課室が実施する業務報告等を活用し、コンプライアンスに関する取組等の情報共有を図り、各職場における情報伝達、情報交換等の実施について徹底する。

イ 公益通報制度（ハラスメントの苦情相談を含む。）、情報セキュリティ等のコンプライアンスに関する情報を法人内 LAN の掲示板に掲載するなど、定期的な情報発信に努める。

ウ 役員及び職員向けのコンプライアンス通信をそれぞれ発行し、組織委員会におけるコンプライアンスに関する手引きとして、役職員がコンプライアンスに関する規則や制度について、いつでも内容を確認できる環境づくりに努める。

（５）「コンプライアンス強化月間」の取組の実施

７月１日から 31 日までを組織委員会における「コンプライアンス強化月間」とし、 各課室と一体となってコンプライアンス意識向上のための運動を展開する。

【各課室における取組】

（１）コンプライアンス推進責任者は、上記の全体的な取組について、事務局職員に対し周知徹底し、その取組を着実に実施する。

（２）コンプライアンス推進担当者は、各課室の事業・業務の内容に合わせ、コンプライアンス推進のための勉強会・意見交換等を積極的に支援し、コンプライアンス意識の醸成、徹底を図る。

（３）コンプライアンス推進担当者は、上記（１）（２）に係る取組の実施状況を取りまとめ、年度末に、コンプライアンス委員会に報告する。

４．公益通報制度の適切な運用

公益通報制度の周知を図り有効活用を促すとともに、通報事案等に迅速・適切に対応する。また、通報者が希望すれば窓口担当者の性別を選択できるようにするとともに、通報者及び調査協力者が不利益な取扱いを受けることのないよう公益通報制度の適切な運用を図る。

５．利益相反管理体制の適切な運用

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会利益相反ポリシー（以下「利益相反ポリシー」という。）及び公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会利益相反管理規則のもと、具体的な運用に関する手引きを作成して役職員に展開し、利益相反管理体制の適切な運用を図る。

６．コンプライアンスに関する情報の公開

組織委員会は、この計画、大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針の遵守状況及び利益相反ポリシーをウェブサイトで公表する。

７．その他

この計画について見直しの必要が生じたときは、コンプライアンス委員会の決議を経て改正するものとする。